

《補助事業実施にあたっての留意事項》

事業の実施について

- (1) 事業の着手にあたっては「和歌山県介護事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱」の定めるところにより、交付決定を受けて購入等した備品等に係る経費が補助対象となります。交付決定前に購入等した備品等に係る経費は、補助対象外となります。
- (2) 事業実施期間は交付決定を受けてから令和8年11月30日までになります。備品については、上記期間内に納品及び支払を完了する必要があります。燃料費・光熱水費については、上記期間内に使用した3か月分までを補助対象経費として報告できますが、口座引落しによる支払の場合は条件がありますので4の(6)を参照ください。
- (3) 交付申請時に提出した事業計画と同じ内容で事業を実施してください。交付申請時に補助対象経費として計上されていなかった経費は、補助対象外となります。やむを得ず計画内容を変更する場合は、変更交付申請が必要となる場合があります。変更交付申請の可否については、県ホームページQ A別添イメージ図を参照ください。
- (4) 企業発行ポイントを使った支払いは全額補助対象外となりますので、ポイントは使用しないでください。

実績報告書の作成・提出時の注意点について

- (5) クレジットカード払いを行った場合（法人クレジットに限る）は、クレジットカード利用明細書（該当箇所以外黒塗り可）・当月利用合計額がわかるものと、決済口座の通帳の引落し該当部分（該当箇所以外黒塗り可）及び口座名義が分かる部分のコピーを併せて提出してください。
なお、備品購入については、事業実施期間内に引落しが行われている必要があります。
- ※決済口座からの引落しをもって、支払いが完了したものとみなします。
- (6) 燃料費・光熱水費については、支払いが口座引落し（クレジットカード利用による口座引落しを含む）の場合、事業実施期間内の引落しは要件としません。ただし、最終引落し日は令和9年2月1日（月）までとし、それ以降の引落しとなる場合は補助対象外となりますのでご注意ください。

なお、実績報告提出期限までに、引落し確認書類以外の書類を先にご提出ください。引落し後は速やかに、決済口座の通帳の引落し該当部分（該当箇所以外黒塗り可）及び口座名義が分かる部分のコピーを提出してください。引落しを確認できる書類を提出いただいた後、額の確定を行います。

- (7) 銀行振込で支払いの場合、振込金受取書（兼手数料受取書）やATMの「ご利用明細票」が必要です。ネットバンキングから振込の場合は、振込の記録（取引履歴等）と通帳のコピー又は口座情報画面のコピーが必要です。
- (8) ガソリンをプリペイドカードで支払う場合、プリペイドカードの購入記録ではなく、ガソリン給油時の支払い記録書類（レシートや領収書）が必要です。
- (9) ガソリン代等の支払いの証明として利用明細を提出する際に、事業所間や私用で併用している場合は、各事業所の利用金額が分かるよう、事業所ごとに利用明細へマーカー線を引くか、使用金額を按分するなどの対応が必要です。
- (10) 購入金額を按分する際は、以下の4点を記載した別紙の作成をお願いします。
- ・按分対象となる項目と購入金額（例：燃料費 △△円）
 - ・適用した按分方法（例：面積按分）
 - ・按分計算に用いた分子及び分母の内容と数値
（例：分子→特別養護老人ホーム面積〇㎡ 短期入所生活介護〇㎡
分母→施設全体の面積〇〇㎡ ）
 - ・按分後の施設・事業所別金額^{※1}
（例：特別養護老人ホーム□□円、短期入所生活介護□□円）
- ※1 按分対象となる項目が複数ある場合は、項目別に施設ごとの按分後金額を記載のうえ、施設別の最終合計額を記載してください。
- ※按分数字の根拠となる証拠の提出は不要ですが、県から求めがあった場合に備え、適切に保管してください。
- (11) 同時期に実施している介護施設等に対するサービス継続支援事業（食材料費等支援）とは別事業になりますので、報告様式及び提出先に誤りがないようご注意ください。